

No: 3036/UBND-VX
市の COVID-19

ハイフォン市、2020 年 4 月 23 日

宛先：市の各局、セクター、団体、政治・社会組織、企業
各区、各郡、各町、各村の人民委員会

政府首相及び市党支部常務委員会の指導を受け、COVID-19 感染状況の変化に基づき、人民委員長・COVID-19 感染予防委員会委員長は、COVID-19 感染予防に関する措置のいくつかを見直した。具体的に、以下のとおりである。

1. 2020 年 4 月 23 日より、全ての市民は制限なく移動できるが、マスクを着用し、常に石けん又は消毒剤で手洗いし、接触する際には最低 2 メートルの間隔を維持しなければならない。事務所ビル、学校及び病院の周辺では 2 1 名以上集まってはならない。

2. 経営・商売・サービスの活動及び人が多く集まる場所での活動

2.1 次の活動の停止は、2020 年 4 月 30 日まで継続する。

ディスコ、カラオケ、バー、クラブ、イベント場、映画館、サウナ・マッサージ、ゲーム、カジノ、図書館、演奏、ダンス・スポーツ、ジム、ビリヤード、ヨガ、旅行、博物館・観光地の見学、宗教行事

2.2 上記 2.1 に規定されていない経営・商業・サービスの活動及び人が多く集まる場所での活動は再開できるが、接触する際に最低 2 メートルの間隔を維持し、マスクの着用、消毒剤での手洗いするとともに、接触を少なくし、一か所に同時点に 2 1 名以上集合しない、規定に従って医療申告及び COVID-19 対策予防対策を講じなければならない。なお、ゴルフ場の場合、ハイフォン市に居住・仕事している人のみにサービスを提供する。

3. カットビ国際空港

カットビ国際空港における医療検疫所は、全ての乗客に対する医療申告・監視の実施を継続する。

4. 市の出入り口にある各省庁に関連する COVID-19 検問所の活動は、2020 年 4 月 24 日から停止する。

5. 医療隔離

感染リスクが高い地域（当館注：当館で照会したところ、ハノイ市、ハザン省の感染地域を指す。）からハイフォン市に入ってくる者及び感染を疑われる症状を有する者に対して、集団隔離の実施を継続する。

6. 交通運輸活動

6.1 制限される乗客輸送手段

-ハイフォン・ハノイ間の路線及びハイフォン・ホーチミン間の路線は、**30%**での稼働率での運航再開を許可する。
-ハイフォン・その他の地域間の路線は、**50%**での稼働率での運航再開を許可する。

6.2 上記 6.1 に規定されないその他の交通運輸活動は、再開できる。

6.3 再開される交通運輸手段は、席数の **50%**以下で、一回当たり **21** 名以上乗車させてはならず、**COVID-19** 予防対策に関する規定を確保しなければならない。

7. 各機関、組織の活動について：幹部・公務員・職員・労働者は、**100%**で出勤する。規定に従って、行政手続き・市民に対する相談窓口を実施する。

8. 市の各局、セクター、団体、政治・社会組織、企業、各区、各郡、各町、各村の人民委員会の長は、厳格に実施することを要請する。

人民委員会代理
人民委員長

グエン・ヴァン・ツン